

菊 農 政 第 2242 号
令和 7 年 2 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊池市長 江頭 実
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	菊池市 (432105)	
地域名 (地域内農業集落名)	隈府地区 (東正観寺、西正観寺、高野瀬、北原、立石、亘、築地、片角、玉祥寺、袈裟尾、堀切、稗方)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業従事者の高齢化が進み、後継者も不足していることから、農地の担い手が不足しており、今後地域内に遊休農地が増加することが懸念される。また、農道の草刈りなど、営農に必要な維持管理作業に関しても、人手不足のために万全に行うことが難しくなりつつある。このため、地域内に新たな農地の担い手を確保することが必要になっている。

当地区の中山間部では、不整形な農地や狭小な農道の影響で大型機械の使用に適さず、営農条件が整っていない圃場が数多くあり、こうした農地は受け手の確保も進みにくいことから、農地の集積・集約化が進んでいない。また、イノシシやシカなどの大型野生動物による作物への被害が増加している。地区内ではワイヤーメッシュや電気柵等による対策が講じられているものの、根本的対策となる個体数の減少には繋がっていない。さらに、アナグマやアライグマといった小型野生動物による被害も発生しており、これらへの対策も必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区内の農地を効率的に活用していくため、地域営農法人や認定農業者といった中心経営体に農地を集積・集約化していくほか、それでもなお担い手が不足する場合には、広域に農業経営を展開する認定農業者や、認定新規就農者の受け入れを促進することで農地の集積・集約化を進めていく。

当地区の主要な作物である水稻、野菜類、飼料作物などの栽培を今後も継続していくため、広域的に活動する営農法人や営農組合、大規模農家がお互いに連携しながら農地の集積・集約化を進め、営農を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	274 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	138 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則として農振農用地と、そのほか特に必要な農地を農業用の利用が行われる区域とする。
農業上の利用が困難な農地については必要に応じて保全・管理を検討する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用しつつ、経営規模の拡大を希望する地域の認定農業者や新規就農者等の担い手を中心にして農地の集積・集約化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を検討し、農地の出し手と受け手のマッチングを進めていく。 中心経営体となる担い手が何らかの事情で営農継続困難になった場合、一時保全や新たな受け手への付け替えをスムーズに行えるようにするため、農地中間管理機構経由で中心経営体への貸付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、堀切地区で新たな基盤整備の計画を進めており、地区と担当部署が連携しながら、効果的な農業生産効率の向上と農地の集積・集約化が推進できるよう整備を実施していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
熊本県やJA、農業委員会等と連携しながら、新規就農者や後継者（親元就農者）に対し、農地のあっせんや、栽培など営農技術指導の支援等を行い、新たな担い手が地域に定着できるような取り組みを行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地区で中心となっている法人や、機械利用組合等による農作業受託を必要に応じて進めていき、農作業の合理化・効率化を図ることで遊休農地が発生しないよう努めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣被害については、鳥獣被害対策の基本となる3本柱である「捕獲による個体群の管理」、「柵の設置等による侵入防止対策」及び「餌場・隠れ場の管理による生息環境の管理」を推進し、更なる鳥獣被害対策の強化に取り組んでいく。

⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度により、農道の草刈りや水路の整備といった営農に関する維持管理活動を支援する。

⑩農地の担い手等に変更があった際は、地域の代表者へ確認するなど、簡易な方法により協議を行い、計画の変更を行う。